

スキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ウィンターシーズンにおける安全安心なスキー場の整備を促進するため、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む索道事業者に、その対策を行う事業(以下「補助事業」という。)に必要な費用の一部について、予算の範囲内においてスキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

2 補助金の交付等に関しては、長野県補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「索道事業者」とは、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第34条の2第1項に規定する索道事業者で、冬期(4月、5月及び11月から翌年の3月まで期間をいう。第4号において同じ。)に旅客の運送を行うもの(その者に委託等を受けて索道施設を管理する者を含む。)をいう。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症」とは、令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症のことをいう。
- (3) 「新型コロナウイルス関係補助金」とは、「小規模事業者持続化補助金<事業再開枠>」、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金<事業再開枠>」、「飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援補助金」及び「観光関連サービス等生産性向上支援補助金」をいう。
- (4) 「平均収入額」とは、令和2年10月1日において当該索道事業者が管理する長野県内のスキー場における平成29年度から令和元年度までの索道事業に係る旅客収入(冬期のものに限る。)の平均年額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、長野県内に事業所を有する次の要件をいずれも満たす索道事業者とする。

- (1) 自己又は自社の役員、従業員等が、次のいずれにも該当するものではないこと。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならないこと。
 - ア 暴力団(長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条例第14条に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又

- は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 本補助金の交付決定を再度受けようとする者でないこと。
 - (3) 新型コロナウイルス関係補助金について、本補助金の申請時点で受給していないこと及び本補助金の申請後も受給しないこと。
 - (4) 長野県の「新型コロナウイルス対策推進宣言」を行っている事業者であること。

(補助率及び補助上限額)

第4条 補助率及び補助上限額は次の表のとおりとする。

区 分	補助率	補助上限額
平均収入額が5千万円未満である索道事業者	10/10以内	100万円
平均収入額が5千万円以上3億円未満である索道事業者	10/10以内	150万円
平均収入額が3億円以上である索道事業者	3/4以内	300万円

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費は、次の条件を全て満たすものとし、具体的な対象経費は別表のとおりとする。

- (1) 長野県内のスキー場における新型コロナウイルス感染症対策に必要なものと明確に特定できる経費
 - (2) 令和2年11月1日から令和3年3月10日までに使用する物件等に係る経費
 - (3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費
- 2 消費税及び地方消費税並びに振込手数料は、補助対象経費から除く。
 - 3 第1項に定める経費のほか、知事が特に認める経費を補助対象とすることができる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業計画書(様式1-1)
- (2) 対象経費明細表(様式1-2)
- (3) 平均収入額計算書(様式1-3)
- (4) 積算根拠資料
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付決定通知)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときはこれを受理し、適当と

認めるときは補助金の交付を決定し、交付を申請した者に通知するものとする。

- 2 知事は、令和2年5月14日以降で交付決定の前に行われた補助事業に関する経費についても、書類等による確認が可能で、適当と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた補助事業者は規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。
 - ア 補助対象経費の区分毎に20パーセント以内の金額の変更である場合
 - イ 補助事業の目的に変更をもたらすものでない、事業計画の細部の変更である場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、計画遅延等報告書(様式第4号)により速やかに知事に報告しその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。
- (6) 本補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了(第9条第3号の規定による補助事業廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、その日から起算して15日を経過した日又は知事が定める日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- (1) 補助事業実績書(様式5-1)
- (2) 対象経費明細表(様式5-2)
- (3) 取得財産管理台帳の写し(該当がある場合に限る。)

- (4) 支出証拠書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

(額の確定)

第 11 条 知事は前条の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 9 条第 2 号の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、第 7 条の交付決定を行った後において、補助事業の一部が遂行されたと認めるときは、当該部分に係る経費を対象に補助金交付決定額の 9 割を上限として概算払をすることができる。
- 3 補助事業者は、前項の概算払を受けようとするときは補助金概算払請求書（様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 13 条 知事は、第 9 条第 3 号の規定による補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第 7 条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱若しくは規則又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當の行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が法令に違反した場合
- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割

合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(申請手続)

第 14 条 第 6 条に規定する交付申請、第 9 条第 2 号に規定する変更承認申請、同項第 3 号に規定する承認申請、第 10 条に規定する実績報告、第 12 条第 1 項及び第 3 項に規定する交付請求及び第 16 条第 2 項に規定する処分承認申請は、長野県観光部観光誘客課に行うものとする。

(財産の管理等)

- 第 15 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産のうち取得価格又は効用の増加額が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産（次条において「特定財産」という。）について、取得財産管理台帳（様式第 8 号）を備え管理しなければならない。
 - 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 10 条に定める実績報告書に取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第 16 条 取得財産等のうち、規則第 19 条に定める処分を制限する財産は、特定財産とし、同条第 2 項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）に準じるものとする。
- 2 補助事業者は、規則第 19 条に規定する知事の承認を受けようとするときは、処分承認申請書（様式第 9 号）により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、規則第 19 条の規定により財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(雑則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 22 日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	内 容
①消毒費用	消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費等
②マスク費用	マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費等
③清掃費用	清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗剤・漂白剤の購入費等
④飛沫対策費用	アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入費・施工費等
⑤換気費用	換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入費等
⑥その他衛生管理費用	ユニフォームのクリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器・二酸化炭素濃度計の購入費等
⑦PR費用	ポスター・チラシの外注・印刷費（感染防止のための注意喚起に要するもの）等

※ 上記に掲げる経費においても、通常の事業のための設備投資の費用、単なる取替え更新の機械装置等の購入と認められるものは補助対象外とする。

令和 年 月 日

長野県知事 様

郵便番号

所在地

法人名称

代表者名

⑩

スキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請書

スキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱第6条の規定により、上記補助金の交付について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 千円

2 添付書類

- (1) 補助事業計画書（様式1-1）
- (2) 対象経費明細表（様式1-2）
- (3) 平均収入額計算書（様式1-3）
- (4) 積算根拠資料

補助事業計画書

1 申請者の概要

法人名称		代表者氏名	
電話番号		E-mail	
連絡担当者		部署	

2 補助事業計画

スキー場の名称			
事業期間	事業着手（予定）日：令和 年 月 日 事業完了（予定）日：令和 年 月 日		
事業内容	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組内容について記載してください。		
事業費 (単位：円)	経費区分	補助対象経費（消費税・地方消費税・振込手数料を除いた額）	
	①消毒費用		
	②マスク費用		
	③清掃費用		
	④飛沫対策費用		
	⑤換気費用		
	⑥その他衛生管理費用		
	⑦PR 費用		
	補助対象経費合計 (A)		

※ 補助対象経費については、対象経費明細表（様式 1 - 2）の各経費区分の合計額を記入してください。

<補助金申請額算定表>

この表により算定された補助金交付申請額を下記 3 及び補助金交付申請書（様式第 1 号）に記入してください。

区 分	該当 に○	補助率	補助 限度額 (B)	補助金交付申請額 (千円未満切捨て)
平均収入額が 5 千万円未満である索道事業者		10/10 以内	100 万円	(A) 又は (B) のいずれか少ない方
平均収入額が 5 千万円以上 3 億円未満である索道事業者		10/10 以内	150 万円	(A) 又は (B) のいずれか少ない方
平均収入額が 3 億円以上である索道事業者		3/4 以内	300 万円	(A) × 3 / 4 又は (B) のいずれか少ない方

※ 区分については、平均収入額計算書（様式 1 - 3）に従い、○を記入してください。

3 補助金交付申請額
金 千円

対象経費明細表 (費用)

〈注意事項〉

- ・ 補助対象となる経費は、交付要綱第 5 条及び別表を参考にしてください。
- ・ 令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 3 月 10 日までに使用する物件等に係る経費が対象となります。
- ・ 作業等を外注する場合は、外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。
- ・ 積算根拠書類は番号を付け、明細表と照合ができるよう整理してください。
- ・ 行が足りない場合は適宜追加して記載してください。
- ・ 費目の合計額を様式 1 - 1 へ記入してください。

内容	必要理由・使用方法等	経費内訳 (税抜) (単価×回数、個数など)	補助対象経費	積算根拠 書類No.
費用合計				

平均収入額計算書

事業者名：

年度	月	旅客収入（千円単位）※
平成29年度	4月分	
	5月分	
	11月分	
	12月分	
	1月分	
	2月分	
	3月分	
平成30年度	4月分	
	5月分	
	11月分	
	12月分	
	1月分	
	2月分	
	3月分	
令和元年度	4月分	
	5月分	
	11月分	
	12月分	
	1月分	
	2月分	
	3月分	
平均収入額		

※ 国土交通省が実施する索道旅客輸送実態調査の報告値を転記してください。

※ 各年度の同調査の回答の写しを添付してください。

※ 平成29年度から令和元年度までの間に管理するスキー場等に増減があった場合は、国土交通省が実施する索道旅客輸送実態調査の報告値から当該スキー場等の収入を増減して記入ください。また、増減の根拠となる資料を別途添付してください。

長野県知事 様

所在地

名称・代表者氏名

印

スキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金に係る変更承認申請書

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあったスキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、スキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱第9条第2号の規定により申請します。

記

1 交付申請額

変更後の申請額	千円
交付決定額	千円
差引増減額	千円

2 変更の内容

変更前	変更後

※ 変更内容を反映させた「補助事業計画書」、「対象経費明細書」を添付のこと。

3 変更理由

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地

名称・代表者氏名

印

スキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業に係る事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあったスキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので承認されるよう、スキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱第9条第3号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（又は廃止の期日）
- 3 中止（廃止）後の措置

長野県知事 様

所在地

名称・代表者氏名

㊞

スキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補助事業計画遅延等報告書

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で（変更）交付決定のあった補助事業について、スキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱第9条第4号の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の概要
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 遅延又は困難な理由及び原因
- 4 今後の措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地

名称・代表者氏名

㊟

スキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった補助事業を実施したので、長野県補助金等交付規則第12条及びスキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

○ 添付書類

- ・ 補助事業実績書（様式5-1）
- ・ 対象経費明細表（様式5-2）
- ・ 取得財産管理台帳の写し（様式第8号）（該当がある場合に限る。）
- ・ 支出証拠書類

補助事業実績書

1 申請者の概要

法人名称		代表者氏名	
電話番号		E-mail	
連絡担当者		部署	

2 補助事業実績

スキー場の名称			
事業期間	事業着手日：令和 年 月 日 事業完了日：令和 年 月 日		
事業内容	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組内容について記載してください。		
事業費 (単位：円)	経費区分	補助対象経費 (消費税・地方消費税・振込手数料を除いた額)	
	①消毒費用		
	②マスク費用		
	③清掃費用		
	④飛沫対策費用		
	⑤換気費用		
	⑥その他衛生管理費用		
	⑦PR 費用		
	補助対象経費合計 (A)		

※ 補助対象経費については、対象経費明細表 (様式 5 - 2) の各経費区分の合計額を記入してください。

<補助金額算定表>

この表により算定された補助金精算額を下記 3 及び補助事業実績報告書 (様式第 6 号) に記入してください。

区 分	該当に○	補助率	補助金額 (千円未満切捨て)
平均収入額が 5 千万円未満である索道事業者		10/10 以内	(A) 又は補助金交付決定額のいずれか少ない方
平均収入額が 5 千万円以上 3 億円未満である索道事業者		10/10 以内	(A) 又は補助金交付決定額のいずれか少ない方
平均収入額が 3 億円以上である索道事業者		3/4 以内	(A) × 3 / 4 又は補助金交付決定額のいずれか少ない方

※ 区分については、補助事業計画書 (様式 1 - 2) と同様のものを選択してください。

3 補助金額

金 千円

事業者名

対象経費明細表 (費用)

〈注意事項〉

- ・ 補助対象となる経費は、交付要綱第 5 条及び別表を参考にしてください。
- ・ 令和 2 年 11 月 1 日から令和 3 年 3 月 10 日までに使用した物件等に係る経費が対象となります。
- ・ 支出証拠書類は番号を付け、明細表と照合ができるよう整理してください。
- ・ 行が足りない場合は適宜追加して記載してください。
- ・ 費目の合計額を様式 5 - 1 へ記入してください。

内容	必要理由・使用方法等	経費内訳 (税抜) (単価×回数、個数など)	補助対象経費	支出証拠 書類No.
費用合計				

長野県知事 様

所在地
名称・代表者氏名 ⑩

スキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で確定があったスキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金として、下記金額を交付されるようスキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により請求します。

記

請求額 金 千円

振込銀行名	銀行（金融機関コード【4桁】： ） 支店（支店コード【3桁】： ）		
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
【フリガナ】 口座名義	【 】		

長野県知事 様

所在地
名称・代表者氏名 ⑩

スキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったスキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金として、下記金額を概算払されるようスキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金交付要綱第12条第3項の規定により請求します。

記

1 概算払請求額 金 千円（千円未満切り捨て）

交付決定額	概算払 受領済額	今回概算払 申請額	残額
円	円	円	円

振込銀行名	銀行（金融機関コード【4桁】： ） 支店（支店コード【3桁】： ）		
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
【フリガナ】 口座名義	【 】		

2 添付書類

- (1) 取得財産管理台帳の写し（該当がある場合に限る。）
- (2) 支出関係書類（領収書・請求書等）

様式第8号（第15条関係）

取得財産管理台帳

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
			円	円					

- (注) 1 対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加額が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とします。
- 2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えありません。単価が異なる場合は分割して記載してください。
- 3 取得年月日は、検収年月日を記載してください。
- 4 処分制限期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間を記載してください。

令和 年 月 日

長野県知事 様

補助事業者

所在地

名称・代表者氏名

㊞

スキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金財産処分承認申請書

スキー場における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

(1) 処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

(2) 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分子定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分理由